

藤元議員 質問に入る前に、2問目の消防団員の処遇に関する件、これは本議会に条例改正案も出ていますし、補正案も出ていますので、答弁はごく簡単でけっこうですので、よろしくお願いします。それでは、5点について質問させていただきます。最初に磯焼け対策についてであります。この件については、2019年9月議会でも質問させていただきました。依然として深刻な状況が続いています。磯釣りをされる方は良くご存じだと思いますが、磯に上がっても、以前のように磯の周りに海藻が生えているという状況ではなくなっています。藻場は、魚介類にとっては、餌場、産卵場所、隠れ場所、酸素供給などの役割を果たしており、藻場が少なくなれば当然生息が難しくなり、漁獲量が減っていくということにつながっていくわけであります。以前にも紹介しましたが、本町におきましては、1975年（昭和50年）頃を境に毎年のように漁獲量・漁獲額とも減少しており、稚貝の放流事業に対する漁業者の負担金の支払いも厳しい状況となり、とうとう古牟岐の種苗センターの廃止という事態となってしまいました。磯焼け、藻場の減少の原因として、海水温の上昇、海水中の栄養塩の減少、ウニ、アイゴ、ブダイなどによる食害等が言われており、その対策として漁協、民間団体によるウニの駆除、海藻繁殖材の投入等、様々な取り組みがされてまいりましたし、行政としてもその支援をしてまいりました。ただ残念ながら、今日においても十分な成果は上がっていないというのが現実であります。自然相手であり、その対応は大変難しいわけですが、この問題の改善なしには牟岐町漁業の再生は望めないわけでありまして、牟岐町全体の経済にも関係してくるわけでありまして、町長の言う「住んで良かったと思える牟岐町」実現のためにも、引き続き取り組みを続けていく必要があると考えます。この度、牟岐町から、美波町にある県の水産研究所に依頼していた町内3箇所での水質調査結果を6月議会以降いただきました。この報告書である「牟岐町地先の栄養塩調査について」を要約しますと、昨年4月から今年3月までの1年間の調査結果であります。旧河内小学校前や牟岐港内における水質調査では、栄養分は豊富だという結果が出ていますが、大量の水が流れ込む川のない古牟岐では、他の2地点に比べると窒素分は少ないということが明らかになっています。ただ、古牟岐地区において新たにアラメの個体が育っており、色落ちすることもなかったもので、1年間の調査で断定できませんが、栄養塩濃度と藻場の分布には直接の因果関係は認められなかったとの内容でありました。同時に、栄養塩調査は、藻場に近い所で継続することが重要なので、牟岐町漁協前、砂美の浜、古牟岐で持続してはどうかという提案もありました。先にも述べましたように、自然相手ですから、なかなか人間の都合の良いようにはなりません。この問題を解決するためには、科学的な調査を継続してデータを蓄積し、最も有効な対策を粘り強く講

じていく以外にありません。先ほどの報告書にも、「1年間の調査で断定できないが」という表現があったように、短期間の調査結果では有効な対策を講じようがありません。もちろん、調査場所については、水産研究所とも協議し、新たな場所なども検討したら良いと思いますが、この水質調査は、やり方等も含め、今後も引き続き継続すべきだと思いますが、見解をお伺いします。次に、先ほども述べましたように、藻場の再生のため、行政としても様々な支援をされてきたと思いますが、今までの結果も踏まえて、今後、どのような取り組みをされようとしているのかお伺いし、次の質問に移ります。次に、消防団の現状についてお伺いします。私たちが最も恐れる南海地震津波は、いつ発生するのでしょうか。残念ながら、その日がいつになるのかは、現代科学においても明らかにすることはできません。ただ、その日が一步一步、確実に近づいていることは間違いありません。また、近年、地球温暖化の影響だと言われていますが、全国各地で局地的な大雨による災害が目立つようになってまいりました。本町におきましても、ここ10年ぐらいの間に、降雨による海岸ぶちの山腹崩壊が数箇所起きています。もしかしたら、その影響であるのかもしれない。本町におきましては、大規模災害に備えて避難路の整備、空き家の撤去、食料備蓄等々、その日に備えて、順次取り組みを進めてきていますし、自助・共助が大切だということで、自主防災組織の組織化にも支援してまいりました。消防団の方々におきましては、日頃、消火・防火活動、捜索活動等、住民のみなさんの命と暮らし、財産を守るため頑張っていていただき、ただただ感謝の気持ちしかありませんが、大規模災害発生時には、まずは、自らの命を守ることを最優先にさせていただくことは当然であります。一旦、落ち着けば、救助、捜索、消火、片付けなど、気の遠くなるような仕事 awaits しており、大変なご苦勞をおかけすることになります。そこで、お伺いします。高齢化、過疎化の進行により、他の自治体でも消防団員を確保するのが難しくなっているとの話を時々耳にします。本町の場合、条例では210人以内とすると決まっていますが、現在、消防団員は何人でしょうか。また、ここ数年、新型コロナ感染拡大により、消防団員が集まって訓練するということが難しくなっているのではないかと思うのですが、現状はどうかということをお伺いして次の質問に移ります。次に、今の質問と関連しますが、全国的にも、消防団員の確保が難しくなっており、このままでは地域の防災力が落ちてしまうという判断から、昨年4月「消防団員の処遇等に関する検討会」の中間報告を受け、消防長官名で「消防団員の報酬等の基準の策定等について」という通知が各都道府県知事、各指定都市市長宛てに出されています。市町村に対し、消防団員の処遇の改善等に積極的に取り組むよう周知したり助言をするよう要請する内容でありました。そして、報酬は、年額報酬と出勤に応じて

支払われる出勤報酬の二種類とし、団員の階級にあるものの年額報酬の額を3万6,500円、出勤については、1日8千円を標準として処遇改善を求めるとともに条例改正し、来年の4月1日より施行できるようにというのが主な内容でありました。本町の場合、団員の年額報酬は、現在2万3千円であり、出勤報酬の規定はないということから大幅な条例の改定が必要になりますが、必要な団員を確保し、少しでも団員の皆さんの負担を減らし、団員としての使命を果たしていただくためにも必要な改革だと思います。見解をお伺いし、次の質問に移ります。次に、海部郡衛生処理事務組合の議会傍聴規則等についてお伺いします。徳島新聞8月12日付記事によりますと、三好東部火葬場管理組合の臨時会を、記者が取材しようとしたところ、傍聴規則がなく、また、議長に選出されるはずの議員が欠席していたため、結果的に傍聴が許されなかったということでした。管理組合は行政機関の一環として運営されているものであり、本会議などは、地方自治法の原則に従って、公開されるのが当然であり、傍聴などは当然許されなければならないと思います。気になるのが、わが町の関係している海部郡衛生処理事務組合の場合はどうなのかということでもあります。当然、誰もが傍聴できるように傍聴規則は設けておくべきだと思いますが、もし、ないのであれば設けるべきだと思いますので、ご見解をお伺いします。次に、以前にも質問させていただいたことがあります。役場にデジタル推進課を置くような情報化社会になってまいりました。衛生処理事務組合のホームページはすでに作られているので、組合議会でどのような議論がされているのか分かるように、議事録ぐらいは公開しても良いのではないのでしょうか。議事録は当然作っているわけですので、その気があれば、瞬時に公開できます。公開しない理由は、いくら考えても出てきません。管理者でもある町長の見解をお伺いし、次の質問に移ります。次に、自転車に乗る際のヘルメットの着用促進についてお伺いします。本町の小中学生は自転車通学にあたっては、全員ヘルメットを着用しています。それは無着用では、自ら転んでも、また、他からぶつけられて転んでも大怪我につながる可能性が高いことから学校でしっかり教育していただいているからであります。しかし、高校生、成人になっていくにしたがって、面倒である、髪型がくずれる、自分は転倒しないなどを理由として、ヘルメットの着用が少なくなっているというのが実態です。新聞報道によりますと、徳島県では、昨年1年間で自転車の交通事故で402人が死傷したそうですが、ヘルメットの着用率は14%だったそうです。また、2012年から10年間で、自転車に乗っていて事故に遭い61人が亡くなり、そのうち34人が頭部の怪我が致命傷になったのですが、ヘルメットを着用していたのは、僅か2人だったそうです。もし、ヘルメットを着用していれば命を失うということはなかったかもしれません。牟岐のような

田舎の町では、自動車やバイク、自転車などの乗り物なしの生活は考えられません。したがって、交通事故に誰もが遭遇す可能性があるわけであります。交通事故は、誰も望むものでもないし、誰もが当事者になるとは思っていませんが、交通事故は、どこかで毎日必ず起こっています。被害者になっても加害者になっても交通事故は悲惨です。ほんの一瞬の事故で、一生、車椅子生活を余儀なくされている人がいますし、人の命を奪ってしまったということになれば、心を病んだり、一生、負い目を感じながら生きるということにもなります。ヘルメット着用が死亡事故を減らすことにつながるのとは明らかでありますし、「徳島県自転車の安全で適正な管理に関する条例」で、自転車利用者の責務としてヘルメットの着用が定められています。先ほども述べたように、学校では子どもの発達段階に応じた交通安全教育をしていただいていますし、町当局としても、「広報むぎ」を通じて自転車による事故を減らすための啓発もしていただいています。しかし、ヘルメットの着用率が依然として低いというのが実態であります。そこでお伺いします。本町の事務分掌条例に「交通安全に関すること」とあることからすれば、自転車で出勤している町職員などは率先してヘルメット着用を実践すべきと考えます。最初に、本町職員の着用状況をお伺いします。次に、高齢化の進行の中、運転免許証を返納した後、自転車を移動手段として利用している高齢者を見かけます。ただ、高齢者のヘルメット着用は、滅多に見たことがありません。高齢者は、ただでさえ転倒しやすいのに、自転車での事故ともなれば大怪我につながることは明らかです。そんなことになれば、一人暮らしであれば、たちまち日常の生活に困るということになりますし、高齢者だけの家庭であれば、老々介護が始まるということになってしまいます。すぐに成果は現れなくても粘り強く対策を講じていく必要があると思いますが、見解をお伺いし、次の質問に移ります。次に、町道等の草刈りの省力化についてお伺いします。国道の管理は国、県道の管理は県、町道の管理は牟岐町であります。言うのは簡単ですが、この管理者の責任は大変重いものがあります。例えば、道路の管理が悪く、それが原因で死亡事故が起こった場合など、裁判になれば管理者である牟岐町が賠償責任を負わなければならないこともあります。そしてそれは、町財政が厳しいから免罪されるなどということにならないのです。したがって、道路管理者としては、手を抜くことなく、最低限のことはやらなければなりません。具体的なことを言いますと、町民の皆さんから道路の草刈りの回数が少ないのではないかという苦情を時々お聞きします。その声の反映だと思いますが、平成27年6月議会において、森議員から国、県、町道の管理、草刈りが不十分ではないかとの主旨の質問がありました。担当課長からは、通行量の多い所から年1から3回の草刈りを、町の職員がおこなっているとの答弁でありましたが、今で

も不十分なのに、住民の皆さんの声に応えることが、今後、益々難しくなるのではないかと予想されます。それは、現在、町道の路肩、法面など、町道に隣接する田畑の所有者や、地域の出役などで草刈りをしているケースが多いと思いますが、高齢化・過疎化の進行とともに、それが困難になりつつあります。暑い時期での草刈りなど、とても高齢者にできる仕事ではありません。したがって、現場の職員がいくら頑張っても限度があるわけですので、除草シートの導入など、省力化を考えなければならない時期に来ているのではないかと考えます。1枚の写真を持って来ましたが、これは、町の職員の岡崎さんの家の前辺りから、橋のね、仲井さんの辺りを撮った写真、これは、国道です。国道ではこういうふうにシートを貼ってあるのですが、草は生えていないのです。こういう景色を県道、町道にかかわらず、あちこちで見かけるようになっていきます。メーカーによって値段とか、耐用年数、品質は違うと思いますし、費用対効果も当然考慮しなければなりませんけども、除草シートの活用なくして、今後の町道の管理は難しいのではないかというふうに思います。見解をお伺いし、質問を終わります。

一山議長 柘富町長。

(柘富町長 登壇)

柘富町長 藤元議員の「磯焼け対策について」についてのご質問にお答えします。牟岐町沿岸部における、磯焼けに関する現状につきましては、徳島県農林水産総合技術支援センター水産研究課や海士でつくる「牟岐の藻場を守る会」の調査結果により、近年アワビの餌となるアラメやカジメの被度が大きく低下し、逆にテングサなどの割合が増加している状況は、漁業者の担い手不足とともに大きな地域課題であると認識しています。令和2年度より、海藻の成長に必要な栄養塩の濃度調査を牟岐川や沿岸部において栄養塩調査事業として実施してまいりました。栄養塩調査の分析をお願いしています、徳島県農林水産総合技術支援センター水産研究課より「栄養塩調査に際しては、藻場に近い場所で継続することが重要なので、牟岐町漁協前、砂美の浜、古牟岐で継続実施することが望ましい。また、今回の栄養塩分析とは別に、3月から5月に成長するヒジキは波当たりが良く、栄養塩の豊富な場所ほど品質が高いことが経験的に知られているので、漁業者の示す適切な場所に施肥材を設置してはどうだろうか」との提案がありました。この提案を受けて、今後、各関係機関と相談のうえ、どのような対策が効果的なも

のなか検討をしてみたいと考えています。磯焼けの解消に向けては、両漁協をはじめ、それぞれ取り組みを実施している各種団体と協力して、町としてできる限りの対策を講じてみたいと考えています。次に、「消防団について」の質問についてお答えします。詳しくご質問いただきましたので、私も詳しくご説明させていただきたいと存じます。まず牟岐町消防団の団員数の現状ですが、条例定数210人に対しまして、令和4年4月1日現在の団員数は183人です。過去10年間の推移で申し上げますと、平成24年から令和元年度までは190人以上の団員が在籍していましたが、令和3年度からは若干少なくなっています。要因としては、若手の入団希望者が少なくなっていることと、コロナの影響により入団の勧誘をする機会が減少していることなどが考えられます。各分団とも、団員確保にご尽力してくださっていますが、町全体の人口が減少している現状もあり、団員確保は大きな課題となっています。次に、訓練についてですが、令和3年・4年とコロナの影響により出初式が中止となり、放水の基本となる操法の訓練や離島での出羽島火災想定訓練、中継送水訓練などは実施ができていませんが、各分団とも水利点検・機械器具点検に合わせて放水の訓練を行っています。次に、「年額、出動時の報酬の引き上げが、国から求められているがどう対応するのか。」の質問についてお答えします。これに関しましては消防団員の処遇改善の一環として、国の基準に沿った年額報酬・出動報酬の見直しを行い、消防団員が活動しやすい環境整備の充実、団員の確保を目指し、見直しに関する条例改正の議案を本定例会に提案させていただいていますので、よろしく申し上げます。次に、海部郡衛生処理事務組合の議会傍聴規則等について、当組合規則には整備されているのか。ですが、海部郡には、海部郡衛生処理事務組合、海部老人ホーム町村組合、海部郡特別養護老人ホーム事務組合、海部消防組合の4つの一部事務組合があります。このうち、議会関係では、消防組合を除く3組合については、条例及び規則に傍聴の規定がありません。ただ、議会に関しては、4つの組合議会を1日で開催するため、統一する必要があります。今まで傍聴の希望がなかったのか、問題になっていませんでしたが、次の議会までに組合議会で協議をして対応してみたいです。また、議事録の公開ですが、海部郡衛生処理事務組合、消防組合、海南荘については、ホームページを開設していますが、組合議会については、記載していません。海部老人ホームについては、ホームページを開設していません。議事録の閲覧については、4組合とも申請していただければ、事務局内での閲覧は可能です。

一部事務組合の条例規則等は、町村のように完全な形でないのが現状です。この機会に4組合の例規について、見直しをしていきたいと思っています。次に、「自転車に乗る際のヘルメット着用について」の質問についてお答えします。警察庁公表のデータによりますと、ヘルメットを着用していなかった場合の致死率は着用時と比較して約3倍で、致命傷となった部位の約60%が頭部であることから、議員ご指摘のとおりヘルメットの着用は身を守る効果が高く、着用は推奨すべきであると認識しています。しかしながら、現状はスポーツタイプの自転車利用者の方には、かなりヘルメット着用は広がっていますが、いわゆる普通の自転車利用者には、なかなかヘルメット着用が広まっていないのが現状かと思われます。議員ご質問の、町職員のヘルメット着用の現状についてですが、自転車を利用するほとんどの職員が着用をしていないようです。着用が安全につながるということは理解しているものの、努力義務であるということと煩わしさが勝ってしまい、着用につながっていないのが実情かと思われます。職員には、自転車の安全利用推進の観点から、自主的な着用に向けて努力していただきたいと思っています。次に、高齢者に関して、「着用促進のため何らかの施策が必要ではないか」とのご質問にお答えします。ご指摘のとおり、自転車事故におきまして、高齢者が死者数を占める割合は70%以上と高くなっています。また、町内で過去5年以内に発生した自転車事故の2件ともが高齢者によるもので、ヘルメットは着用していませんでした。ヘルメット着用促進のため、他県では、ヘルメット購入の補助金制度を導入したり、ヘルメットの無償配布を実施している事例などがありますが、ヘルメット着用が安全につながることを認識がなければ、ヘルメットを所有していても着用にはつながらないかと思われますので、まずは着用に向けた周知から始めてまいります。周知方法としては、町が牟岐町老人クラブ連合会に委託している「牟岐町高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」の中で、年2回開催している交通安全活動がありますので、その機会にヘルメット着用の周知を図れるよう依頼したいと考えています。次に、町道や護岸の草刈りについて、お答えします。地域の住民の方や各種団体の協力を得ながら、現場職員1名と会計年度任用職員3名の4人体制で町道等の維持管理を行っています。数年前に夏場の繁忙期対策として、除草シートの活用を検討したことがありますが、価格が高額なこと、また、何とか4人体制で町道等の維持管理ができてきていることから、活用を見送りしています。議員ご指摘のとおり、地域での草刈り作業が高齢化による人員不足により、これまでの協力が得ら

れなくなった所があり、直営での除草場所が増加しています。このことから、適切な町道等の維持管理をしていくためには、草刈り作業場所を少なくすることや維持管理体制の見直しを図る必要があります。除草シートの活用を検討した数年前より状況が変わってきており、整備中の八坂と寒葉残土処理場の維持管理も加わることから、除草シートの活用や夏場の繁忙期について、増員や一部外部委託を含めて検討させていただきたいと考えています。以上です。よろしくお願いします。

一山議長 藤元議員。

藤元議員 いずれも丁寧な答弁だったと思います。最初の磯焼け対策の件についてですけど、あの調査資料をいただきまして、私も見させていただいたのですが、実際、ミズプリントもあって、実は、私もよく理解できていなくて、直接行ってお話を伺ってきました。その中で言われていたのは、ちょうど水産試験場の前辺りを境に北側の方、阿部の方は豊富な藻場があると、だけど、西の方は宍喰にかけて、本当に磯焼けが酷い状態であると。それで、施肥、さっき言われていました、施肥ということで肥料を与えるということも、もちろん良いことなのですが、最大の、今力を入れなければいけないのは、海藻を食べるアイゴとかブダイとかキツとか、そういう駆除をやらないと、なかなか難しいですよという話でした。アイゴ自身は量は増えていないかもしれませんが、餌が少ないものだから、食べ尽くしてしまうということになっているようです。それで、漁師の方に駆除しようと言っても、捕ってもお金にならないという現状があるので、なかなかそれができないわけです。だから、いろんな国の方、県もいろんな制度もあるので、それも利用して、駆除を真剣に考えなければならないのではないかと思います。例えば、アイゴを捕って、それを肥料に加工する。で海に返すというふうに、これもなかなか良い考えだと思う。そういうことをやろうと思えばできるのではないかと。そんなこともあります。非常に漁師の生活が厳しくなっていて、実は、おそらく近々新聞に載ると思います。郡内で漁協が1つ解散します。そういうような非常に厳しい状況なので、今まで力を入れていただいたと思うのですが、今以上にこの問題、磯焼け対策、力を入れていただきたいということをお願いして、質問を終わります。ありがとうございました。